

高砂市工楽松右衛門旧宅
指 定 管 理 業 務 仕 様 書
(業務の基準・仕様明細等)

令和6年8月

高砂市政策部

目 次

ページ

第1章 趣旨及び基本方針	P 1
1 趣旨	P 1
2 施設の概要と沿革	P 1
(1) 施設の名称及び所在地	
(2) 施設の規模	
(3) 沿革及び特徴	
3 管理運営の基本方針	P 2
4 その他指定管理期間中の役割	P 3
(1) 観光まちづくりの拠点施設としての機能発揮	
(2) 市施策との連携・協力体制の構築	
(3) 市の歴史、文化、観光資源等の保存、活用に取り組む人材の発掘と育成	
(4) 自己評価手法の確立	
5 事業（歴史、文化、観光資源等に関する事業）に対する考え方（提案型事業）	P 3
(1) 市の歴史、文化、観光資源等に関する情報を発信し、及び提供する事業	
(2) 市の歴史及び文化に関する講座、体験学習その他の催事を開催する事業	
(3) 市に関連し、又は地域で生産された物品の販売を促進する事業	
(4) 市の歴史、文化、観光資源等に関する資料を展示する事業	
(5) その他市の歴史、文化、観光資源等に関し、市長が必要と認める事業	
6 自主事業に対する考え方	P 4
第2章 業務の基準	P 5
1 指定管理業務の範囲等	P 5
2 職員の配置業務及び質の向上に向けた業務	P 5
(1) 効率的かつ効果的な組織体制の構築	
(2) 明確な責任体制の構築	
(3) 専門知識をもった職員の配置	
(4) 適正な勤務体制等	
(5) 施設設備管理上必要な有資格者の選任	
(6) 人材の育成、能力向上への取組	
3 工楽家旧宅の運営業務	P 5
(1) 貸館する場合の対応	
(2) 指定管理者が施設等を利用する場合	
(3) 工楽家旧宅施設の説明等に関する業務	
(4) 来館者の増進、サービス向上に向けた業務	
(5) 火災及び事故等の防止と非常時の対応	
(6) その他工楽家旧宅の運営上市長が必要と認める業務	
4 工楽家旧宅の維持管理業務	P 7
(1) 施設及び設備の保守点検に関する業務	
① 消防設備保守点検業務	
② 家庭用エアコン管理点検業務	
③ 駐車場防犯カメラ、監視カメラモニターシステム管理点検業務	
④ 施設案内サイン、看板等の維持管理業務	
⑤ A E D（自動体外式除細動器）の設置と点検業務	
⑥ 公衆用無線LANの設置と点検業務	
(2) 施設の清掃に関する業務	
① 日常清掃	
② 基本的な清掃方法	
(3) 施設の保安・警備等に関する業務	
① 日常巡回点検業務	
② 機械警備保障業務	
③ 駐車場・駐輪場、外周の巡回点検	

- (4) 施設及び設備の小規模修繕に関する業務
- (5) 光熱水費の精算に関する業務
- (6) 備品類の管理・調達に関する業務
- (7) 消防訓練実施業務
- (8) 植栽管理業務
- (9) ごみ収集運搬業務
- (10) その他施設の維持管理上市長が必要と認める業務

5 その他の業務 P11

- (1) 市や地域団体との連携・支援事業に関する業務
- (2) ホームページの更新に関する業務
- (3) 入館者状況（入館者数、使用団体数）等の調査統計に関する業務
- (4) 目標管理に関する業務（各業務の数値目標設定及び業務改善取組み等）
- (5) 利用者満足度調査（アンケート・モニタリング等）に関する業務
- (6) 施設における業務に必要な備品の設置について
- (7) 管理日報、月報等の作成に関する業務
- (8) 事業計画書の策定、事業報告書等の作成に関する業務
- (9) 事業評価（自己評価）に関する業務
- (10) 各行政機関等との連絡調整に関する業務
- (11) 指定期間終了時の次期指定管理者への交代に伴う引継業務
- (12) 自主事業の企画、実施に関する業務
- (13) 大阪・関西万博 2025「ひょうごフィールドパピリオン」に関する業務
- (14) その他必要な業務

6 リスク分担に関する方針 P13

- (1) 用語の定義
- (2) リスク分担表

第3章 留意事項 P15

- 1 目的外利用許可に関する業務
- 2 損害賠償と保険への加入
- 3 個人情報保護
- 4 守秘義務の遵守
- 5 情報公開

資料 P16～P20

第1章 趣旨及び基本方針

1 趣 旨

高砂市工楽松右衛門旧宅（以下「工楽家旧宅」という。）の指定管理業務仕様書（以下「本仕様書」という。）は、工楽家旧宅の指定管理者の公募にあたり、工楽家旧宅の運営管理業務（以下「指定管理業務」という。）の内容及び履行方法等について定めるものとする。

なお、各業務の基準は、高砂市（以下「市」という。）が示す一定の水準であって、遵守すべき法令等のない業務にあつては、その対象範囲や頻度の見直し等によって、経費節減はもとより、より効率的かつ効果的な業務の履行が確保されると判断できる合理的な提案がある場合は、市と指定管理者が協議のうえ決定し、業務内容及び履行方法等について、改めて定めるものとする。

2 施設の概要と沿革

(1) 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
高砂市工楽松右衛門旧宅	高砂市高砂町今津町 532 番地

(2) 施設の規模

区 分	高砂市工楽松右衛門旧宅
設 置 年 月	平成 30 年 6 月 1 日（高砂市工楽松右衛門旧宅条例の施行日）
建 物 構 造	木造瓦葺 2 階建
敷 地 面 積	651.38 m ² （工楽家旧宅のみ）
施設延床面積	372.65 m ² （工楽家旧宅のみ）
駐 車 場	14 台（工楽家旧宅東側で身障者専用 1 台含む）
施 設 内 容	【旧宅】・・・・・・・・・・・・・・・・・・詳細は図面参照 木造瓦葺地上 2 階 1 階 247.70 m ² （和室他 計 9 室） 2 階 124.95 m ² （和室及び洋室 計 7 室） 【南堀川遺構】・・・・・・・・・・・・・・・・・・詳細は図面参照 石敷遺構と雁木 面積 56 m ² ・・・・遺構等の一部を公開 【駐車場】・・・・・・・・・・・・・・・・・・詳細は図面参照 敷地面積 657.29 m ² 【多目的便所】木造瓦葺地上 1 階 31.67 m ² 男子（大 1 室小 2 基）、女子 2 室 身障者用便所 1 室・・・・・・・・・・詳細は図面参照

(3) 沿革及び特徴

江戸時代に築港技術者として港湾整備で活躍し、織帆布（松右衛門帆）の発明により海運業の発展に大きく貢献した工楽松右衛門一世（1743 年高砂町東宮町生まれ）の工楽家旧宅※（推定：江戸時代後期建築）は、平成 28 年 1 月 28 日に市指定文化財（史跡）として指定し、同年同月に工楽家より高砂市に寄贈されことをきっかけに、市は、江戸時代の港町、高砂堀川周辺地区に継承されてきた歴史的建造物や歴史的景観を保存・活用するため、同年 3 月に「堀川周

辺地区建物等基本計画」を作成し、その指針に基づき、工楽家旧宅は1年4箇月の修復保存工事を経て、平成30年6月にオープンした。平成30年5月に日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の構成文化財に認定され、平成31年3月12日に史跡「高砂堀川湊及び工楽松右衛門旧宅」として兵庫県指定文化財へと昇格した。工楽松右衛門や市の歴史・文化に関する常設展示をはじめ、歴史、文化等の情報発信と観光によるまちづくり拠点施設として活用している。令和2年度より指定管理制度を導入し、管理運営を行っている。

3 管理運営の基本方針

工楽家旧宅の運営管理の方針は、下記に示す中長期的な使命を果たすべく、次に掲げる項目を基本的な方針に実施するものとする。

- (1) 工楽家旧宅は、工楽松右衛門の功績と工楽家旧宅の文化財的価値を後世に伝えることはもとより、地域にゆかりのある偉人など、歴史、文化、観光資源、地域物産品に関する情報発信施設としての機能や、歴史、文化及び文化財である建物の鑑賞の場だけにとどまらず、多様な市民ニーズに応えていくため、サービスの向上に努め、歴史、文化、観光資源、地域物産品に関する交流、発表、学びの場を提供できるよう創意工夫のある企画・運営に期待されている。また、市内に点在する多様な文化財をはじめとする周辺の文化・歴史・観光施設や一般社団法人高砂市観光交流ビューロー（以下「ビューロー」という。）や地域の各種団体と連携しながら回遊性を促し、集客力の高い観光資源としての活用のほか、観光まちづくり拠点としての役割が求められていることに留意し、運営管理に努めること。
- (2) 工楽家旧宅は公の施設であることを踏まえ、その運営管理にあたっては、平等かつ公平な取扱いを行うこと。
- (3) 工楽家旧宅が公の施設であることに鑑み、納税者である市民の視点に立った効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (4) 市民や利用者の意見・要望等を管理運営に反映させ、管理業務及び利用者へのサービスの水準向上に努めること。
- (5) 高砂市工楽松右衛門旧宅条例（平成30年高砂市条例第26号、以下「工楽家旧宅条例」という。）、高砂市工楽松右衛門旧宅条例施行規則（平成30年高砂市規則第11号、以下「工楽家旧宅規則」という。）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、兵庫県文化財保護条例（昭和39年条例第58号）、高砂市文化財保護条例（昭和39年高砂市条例第8号）を踏まえ、兵庫県指定文化財である工楽家旧宅施設の特性を最大限に発揮させるよう創意工夫のある管理運営と、利用者に安全かつ快適な環境を提供できるよう適切な維持管理に努めること。
- (6) 地方自治法その他関係法令、条例等の規定を遵守すること。
- (7) 個人情報保護に十分留意し、適切な管理を行うとともに、情報公開には積極的に努めること。

- (8) 工楽家旧宅の運営管理においては、隣接するビューローのほか、地域の関係団体や各種事業者と連携、協力し、適切に実施すること

4 その他指定管理期間中の役割

指定管理者は、指定期間中、次に掲げる役割を果たせるよう努めること。

(1) 観光まちづくりの拠点施設としての機能発揮

兵庫県指定文化財である工楽家旧宅を活用した観光まちづくり拠点施設として、より一層、事業の企画運営の醸成を図り、中長期的な使命を果たすべく、魅力ある観光まちづくりに施設の機能を発揮させること。

(2) 市施策との連携・協力体制の構築

市の歴史、文化、観光資源等を活用した各施策を実現する拠点施設としての役割のほか、市、各行政機関、ビューロー等各種関係団体との連携・協力体制を構築すること。

(3) 市の歴史、文化、観光資源等の保存、活用に取り組む人材の発掘と育成

市、各行政機関、ビューロー等とも連携し、工楽家旧宅の事業運営や歴史文化を支える人材を発掘し育成すること。

(4) 自己評価手法の確立

利用者ニーズ等の把握に努め、指定管理者として自らが実施する管理運営事業に対して、自らと外部の両方から評価されることにより、各業務を随時改善し、公の施設の指定管理者としての説明責任を果たすこと。

5 事業（歴史、文化、観光資源等に関する事業）に対する考え方（提案型事業）

工楽家旧宅条例第4条各号に掲げる下記の事業については、指定管理業務のうちの提案型事業とし、(1)から(4)の事業は、必須事業とし、履行確実性を保証できる提案とする。

各事業費の総額は、指定管理料のなかで予算額を300万円と定め、年度終了後に実績を報告し、不履行の事業がある場合は、事業計画書及び収支予算書に照らし合わせ、当該不履行の事業に係る予算額を市に返還するものとする。

(1) 市の歴史、文化、観光資源等に関する情報を発信し、及び提供する事業

（工楽家旧宅条例第4条第1号関係）

工楽家旧宅に関する情報はもとより、歴史、文化、観光資源、観光誘客イベントに関する情報の収集と発信を適宜行うための、セキュリティー性能の高い公式工楽松右衛門旧宅Webサイト^{※1}を開設し、ブログ及びリアル媒体である情報誌^{※2}といったオウンドメディアによる詳細情報の発信と、即時性の高いソーシャルメディアとを包括的に活用することで、速報性のある情報発信効果を相乗的に高め、誘客等を促進する。

上記の考え方を踏まえ、情報内容に合った効果的な情報の発信、提供の手法等を検討し、事業として具体的に提案すること。なお、公式工楽松右衛門旧宅Webサイト等各メディアの運営費等（ランニングコスト）は、収支予算書1（様式5-1）の事務費及び管理費で計上し、構築費等の初期費用（イニシャルコスト）のみ当該事業費とする。

※1 参考【<https://kurakutei.wixsite.com/kuraku>】

注：【<https://matsuemon.net/index.html>】でアップされているサイトは、本市とは一切の関係がないため、当サイトに関しての質問等に対して応えることは控えること。

※2 参考【高砂の観光情報誌「CONNECTS」】

(2) 市の歴史及び文化に関する講座、体験学習その他の催事を開催する事業

(工楽家旧宅条例第4条第2号関係)

工楽松右衛門のみならず、高砂市文化財保存活用地域計画に資する講座や体験学習等をはじめ、高砂市にゆかりのある歴史的人物、有形・無形の文化財のほか、観光資源化として可能性のあるテーマとし、事業内容、開催時期や回数、予想する受講生数等を具体的に事業提案すること。

(3) 市に関連し、又は地域で生産された物品の販売を促進する事業

(工楽家旧宅条例第4条第3号関係)

地域物産品の販売促進（販促）に関しては、ふるさと寄附金返礼品等をはじめ、市に関連する多様な特産物に関する情報の提供、販促に関する事業を具体的に提案すること。

(4) 市の歴史、文化、観光資源等に関する資料（以下「資料等」という。）を展示する事業

(工楽家旧宅条例第4条第4号関係)

常設展は、基本的に継続して実施するものとし、常設展変更の場合は、市（生涯学習課をはじめ、シティプロモーション室、文化スポーツ課）と協議のうえ、実施するものとする。常設で展示する資料等については、市が提供するもののほか、独自で収集した資料等については、市と協議して実施するものとする。企画特別展についても上記と同様に実施するものとし、(2)で示した内容での資料展示とする。

上記の考え方を踏まえ、展示する資料等の内容、開催期間、予想する来館者数等を具体的に事業提案すること。

(5) その他市の歴史、文化、観光資源等に関し、市長が必要と認める事業

(工楽家旧宅条例第4条第5号関係)

- ① 歴史、文化、観光資源等に関する、情報の収集、講座や体験学習、展示する資料等については、市（シティプロモーション室、生涯学習課、文化スポーツ課など）、各行政機関、ビューロー等との連携、協力により実施するほか、単独(独自)で実施することも可能。その場合、事業計画書に記載している事業以外は、事前に市と協議して実施するものとする。
- ② 駐車場については、市の観光の振興と活性化に寄与する事業として、年末年始を除く、毎週火曜日を開放するものとする。

参考文献等

- 第2次高砂市文化振興基本方針（令和5年3月発行／文化スポーツ室）
- 高砂市文化財保存活用地域計画（令和6年度中に策定予定）／生涯学習課）

6 自主事業に対する考え方

募集要項「4 指定管理者が行う業務の概要」(4)を参照し、企画・実施すること。

第2章 業務の基準

1 指定管理業務の範囲等

指定管理者は、工楽家旧宅条例第7条各号に定める以下の業務を、工楽家旧宅条例及び工楽家旧宅規則並びに管理運営の基本方針(2頁参照)を踏まえ、利用者サービスの継続性と事業運営の安定性を重視し、運営管理を行うものとする。

2 職員の配置業務及び質の向上に向けた業務

(1) 効率的かつ効果的な組織体制の構築

指定管理者は、指定管理業務を実施するにあたって、必要な人材を適切な雇用形態で確保し、適切な役割分担のもとで能力を十分に発揮させることにより、効率的かつ効果的な施設経営を実現するための組織体制を構築すること。

(2) 明確な責任体制の構築

工楽家旧宅の運営管理を統括する責任者として、総括管理責任者を配置するとともに、明確な意思決定と責任体制を確立し、的確に業務を遂行すること。

(3) 専門知識をもった職員の配置

県指定文化財である工楽家旧宅の運営管理を行うにあたり、工楽松右衛門をはじめ、市の歴史、文化、観光資源に関する学術的な知識を有する学芸員*と同等の知識を有する者や、建築・設備の維持管理に必要なスキル(必要な有資格保有者など)、経験を備えた技術者の配置に努めること。

※学芸員は、博物館法で登録博物館に配置することが定められている専門職員で、工楽家旧宅は、登録博物館ではないため、配置は必須条件ではないが、多様な来館者に適切に対応するため、相当の学術的知識を要した職員の配置が望まれる。

(4) 適正な勤務体制等

指定管理業務を確実に遂行するため、関連法令を遵守し、常時、責任者を配置するとともに、工楽家旧宅施設の機能と利用状況を踏まえたうえで雇用形態や勤務体制等を工夫することにより、求められる業務水準を常に維持できる必要な人員を確保し、適正に配置すること。

(5) 施設設備管理上必要な有資格者の選任

指定管理に従事する人員のうち1名以上は、防火管理者の資格を有すること。防火管理者は、消防計画を作成し、定期的に消防訓練や避難訓練等を行い緊急時の対応に備えること。

(6) 人材の育成、能力向上への取組

歴史、文化、観光資源等に関する情報提供、説明等に適切に対応できる業務遂行能力の向上に向けて、スタッフの研修等を計画的に実施し、PDCAサイクル等により醸成を図ること。

3 工楽家旧宅の運営業務

(1) 貸館する場合の対応

工楽家旧宅は、貸館施設ではないため、基本的に住民の直接使用に供する部屋(貸出室)を有していない。したがって、原則、一般利用で使用させることはできない。

ただし、市、各行政機関、ビューロー等が行う事業等で使用する場合で、使用目的が工楽家旧宅の設置目的に合致すると指定管理者が認め、かつ指定管理者との共催により実施することを前提として承諾した団体のみ貸出することとする。

なお、共催事業に要する経費負担については、指定管理者と団体等が協議して、決定するものとする。

注：令和7年3月31日までに、市が工楽家旧宅の使用を承諾した令和7年4月1日以降の使用や、工楽家旧宅の現指定管理者であるビューローが依頼されている団体案内業務については、次期指定管理者に引き継ぐこととする。また、条例第4条各号で規定する事業のうち、第4号の資料展示など、現指定管理者や高砂市教育委員会が展示をし、令和7年4月1日以降も継続して実施する必要があると市が認める事業についても、引き継ぐものとする。

ただし、当該事業に要する費用については、原則、現指定管理者等が賄うこととするが、必要に応じて次期指定管理者と協議のうえ、決定するものとする。

(2) 指定管理者が施設等を利用する場合

指定管理者は、指定管理者自らが自主事業で工楽家旧宅を使用する場合は、原則、指定管理者自らが行政財産目的外使用申請を市に提出し、許可を受けたうえで、事業を実施することとする。

なお、高砂市行政財産使用料条例（昭和62年高砂市条例第28号）の規定により使用目的に応じて、使用料が決まっているので、事業実施前に、市と協議を行うこと。

（例）自動販売機の設置の場合

自動販売機設置場所	行政財産(目的外)使用料
駐車場の場合	使用面積1平方メートル1年につき 4,900円
工楽家旧宅内の場合	使用面積1平方メートル1年につき 5,400円

(3) 工楽家旧宅施設の説明等に関する業務

工楽家旧宅及び南堀川遺構への全ての来館・来場者に対して、工楽家旧宅及び南堀川遺構の施設見学による案内と説明、歴史、文化、観光資源等に関する情報提供など、適切に対応すること。

(4) 来館者の増進、サービス向上に向けた業務

- ① サービス水準を確保するため、マニュアルを作成すること。
- ② サービス内容について、パンフレット、ホームページ等を活用し、広報すること。
- ③ 来館者からの満足度を把握し、管理運営に努めること。
- ④ ユニバーサルデザインやバリアフリー対応に努めること。

(5) 火災及び事故等の防止と非常時の対応

- ① 工楽家旧宅での危険防止及び防災に努めること。
- ② 火災発生の際には、消火器等での初期消火あるいは入館者等の避難誘導を行うとともに直ちに関係所管に連絡すること。

(6) その他工楽家旧宅の運営上市長が必要と認める業務

指定管理者は、効果的かつ効率的に工楽家旧宅の運営を実施するため、上記(1)から(5)の業務をはじめ、運営に係る業務全てに対し、創意工夫のある施設運営の仕組みを構築するとともに、

住民サービスの向上、来館者の増進及び施設の設置目的を達成するために必要であると考えられる業務について、指定管理者自らが自主的に取り組むものとする。

4 工楽家旧宅の維持管理業務

(1) 施設及び設備の保守点検に関する業務

本業務は、工楽家旧宅、南堀川遺構、駐車場、駐車場多目的便所の各施設について、関係法令を遵守し、運用・管理に努めるとともに、誠実に次の業務を遂行すること。なお、施設及び設備に異常を発見した場合は、臨機の措置をとるとともに、甚大なものについては速やかに市に連絡すること。また、実施回数を明示しているものは確実に実施し、事業実績報告書等に実施日等を記載し、報告すること。

① 消防設備保守点検業務

工楽家旧宅に設置している消防用設備の機能保全のため、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定による設備の保守点検及び報告、防火管理上必要な消防法第8条の2の2に規定する防火対象物の定期点検及び報告の各業務を行う。

ア 消防用設備点検及び防火対象物定期点検

○点検回数 2回／年 ※ 防火対象物定期点検については、1回／年

イ 設備点検業務内容

外観点検、機能点検を1回／6箇月及び総合点検を1回／年、実施する。

ウ 防火対象物定期点検

消防計画実施内容及び消火、避難訓練実施内容の点検を行う。

㊦ 防火管理維持台帳による確認

㊧ 建物内の防火管理状況等の確認

エ 特記事項

㊦ 消防法令に基づき対象設備の点検を実施し、その正常な機能の保全に務めること。

㊧ 点検は、予め計画書を作成し実施すること。

㊦ 点検業務実施は、法令等で定める資格を有する者が実施すること。

㊦ 点検業務を実施したときは、その結果の消防用設備点検報告書を作成し、高砂市消防本部へ報告を行った後、保管しておくこと。

オ 設備概要

消防用設備	自動火災報知設備	○受信機（蓄積式P型2級） 5回線 ○発信機（屋内型） 2個 ○感知器 ・差動式スポット型・・・46個（1階30、1階天井裏1、2階9、2階天井裏6） ・低温式スポット型・・・7個（1階4、2階3） ・光電式スポット型・・・4個（1階2、階段2） ○音響装置 ・地区音響装置／DC24V-10mA・・・・・・2個 ・放送設備との連動・・・・・・・・・・無 ・鳴動方式・・・・・・・・・・一斉鳴動
-------	----------	--

	誘導灯・誘導標識	避難口誘導灯（C級）・・・・・・・・・・5個 通路誘導灯（C級）・・・・・・・・・・2個
	消火器	3本（使用期限は2027年）
	非常電源 （蓄電池設備）	1式

② 家庭用エアコン管理点検業務

工楽家旧宅内に設置されたエアコン等についても、定期的に点検及びフィルター清掃点検を行い、適正な維持管理を行うこと。

③ 駐車場防犯カメラ、監視カメラモニターシステム管理点検業務

駐車場に設置する防犯カメラ及び工楽家旧宅内に4台設置する監視カメラについても、定期的に目視点検や機能点検を実施し、適正な維持管理を行うこと。

④ 施設案内サイン、看板等の維持管理業務

指定管理の敷地範囲内に既設のサイン・看板（工楽家旧宅施設案内サイン、南堀川遺構説明サイン、周辺地区案内看板等）を随時、水拭き等を行い、内容が見やすいように適正に管理すること。また、台風等による警報発令や地震発生後には点検を行うものとし、状況を所管課に連絡すること。

⑤ AED（自動体外式除細動器）の設置と点検業務

ア AEDの設置 設置台数：1台

㊦ 指定管理者は施設にAEDを設置し、パットやバッテリーなどの消耗品の交換を適宜行い、対応していくこと。

㊩ AEDの購入等、設置に係る費用は、指定管理経費の負担で行うこと。

イ 点検業務内容

㊦ AEDに不備がないか日常的に点検を行うとともに適正な管理に努めること。

㊩ AEDの設置について周知を図ること。

㊭ 高砂市消防本部等が実施する救命講習会等を受講する等、AEDの使用を想定した訓練等を実施すること。

⑥ 公衆用無線LANの設置と点検業務

施設に来館者（公衆）を相手として、無料にて無線LANを利用したインターネットへの接続サービスを提供すること。利用について、看板等を設置し、周知を図ること。

ア 公衆用無線LANの設置 アクセスポイント：2ヶ所以上

公衆用無線LANの設置・運用に係る費用は、指定管理経費の対象経費として計上すること。

イ 点検業務内容 機器に不備がないか日常的に点検を行うとともに適正な管理に努めること。

(2) 施設の清掃に関する業務

工楽家旧宅、南堀川遺構、駐車場、駐車場多目的便所において、常に清潔で快適な環境を保持するための清掃業務を適切に行うこと。

① 日常清掃

基本的に工楽家旧宅施設内の全室において、拭き、掃きの清掃は、毎日、適宜行うものとする。
駐車場多目的便所については、工楽家旧宅来館者以外の使用も多いため、適宜、状態の確認を行い、必要に応じて清掃等を行うこと。

② 基本的な清掃方法

- ア 掃き掃除は、箒、モップ及び掃除機を使用すること。
- イ 水拭き掃除は、清水を用い、汚水を飛散させることのないよう、モップは強く絞って使用すること。
- ウ ガラス器具、鏡、陶器類及びその他金属類の清掃仕上げは、良質の乾布を使用すること。
- エ 畳床面を洗淨した場合は、汚水、洗剤及び水分を完全に拭き取り、フローリングの場合は、乾燥した後にワックスを塗布し、磨きを行なうこと。
- オ マットの汚れは、洗剤を薄めて用い、脱色しない程度で洗淨すること。
- カ 来館・来場者に不快感を与えないよう、常に清潔かつ良好な状態を維持するよう努めて実施すること。
- キ 駐車場多目的便所の清掃は、汚物の処理、洗剤を使用しての便器の清掃、床面とも全体をホースで水洗い洗淨し、便器外側は利用者に不快を与えないよう雑巾等で、床面は強く絞ったモップで、それぞれ水分を拭き取ること。トイレットペーパー、脱臭剤等の補充を行うこと。
また、定期的に施設の消毒を実施すること。
- ク 南堀川遺構（石敷遺構と雁木）については、落ち葉の溜まりや落下物の有無について、定期的に上部から確認し、必要に応じ、適宜、除去清掃を行う。
- ケ 裏庭の除草清掃については、手引き除草により適宜行うこと。除草剤を使用する場合は、粒剤のみを使用し、液体除草剤の使用は、周辺に飛散する恐れがあるため、厳に慎むこと。

(3) 施設の保安・警備等に関する業務

① 日常巡回点検業務

工楽家旧宅の安全を維持するため、必要な監視並びに定期的な巡回点検による火災・盗難等の防止及び危険箇所の早期発見に努めるものとする。また、不測の事故に対する臨機応変の処置、関係者への連絡を主な任務とし、平常は施設出入口監視・巡視業務及び来館者の案内業務にあたること。なお、施設に異常を発見した場合は、臨機の措置を取るとともに、甚大なものについては速やかに市に連絡すること。

安全管理のために、下記のことを行う。

- ア 工楽家旧宅、南堀川遺構及び駐車場の巡回警備、工楽家旧宅の来館者の監視を行うこと。
- イ 戸締りの確認及び消灯の確認
- ウ 遺失物・拾得物の受付処理及び、盗難届等の処理
- エ 防火設備の点検・火災、風水害・盗難等の予防措置、風紀衛生の取締り、通報等必要な措置
- オ 災害等の非常事態に際して、建物及び人命の安全を図るための応急措置
- カ 閉館直前の各階・各室の巡回と、消灯及び施錠確認
- キ 機械警備システムの関連操作
- ク 機械警備業務を行う警備会社との十分な連携、提携を図ること。
- ケ 駐車場入口の施錠

② 機械警備保障業務

ア 設置設備 セコム株式会社

イ 業務の種類 防犯・火災

※現在の仕様は、上記のとおりとなっているが、提案により機械設備の変更は可能

③ 駐車場・駐輪場、外周の巡回点検

駐車場及び南堀川遺構の巡回点検及び整理を行い、雑踏時（駐車場満車時）においては、適切な指示により円滑な流動を確保できるように努めること。また、混雑が予想されるイベント等の開催においては、主催者に配備させるなど、駐車場等の適正な管理を行う。

なお、管理区域内での放置車両、放置自転車、不法投棄された品物（家電リサイクル品、タイヤ等）については、発見次第直ちに市へ連絡し、関係法令に基づき適正に処分すること。

(4) 施設及び設備の小規模修繕に関する業務

- ① 原則として設計金額が1件50万円以下（消費税及び地方消費税を含む）の修繕は、市に連絡の上、指定管理者において実施すること。1件50万円を超えるものについては、市と事前協議をすること。また、県指定文化財としての文化財的価値を損なわないよう、文化財担当部局と事前に協議し、指示に従うこと。
- ② 施設・設備の修繕を行う場合、修繕方法の検討、実施を行い、施工後は、速やかに修繕施行箇所が分かる写真及び費用の明細を示す資料とデータファイルを市に提出するとともに、指定管理者はデータファイルを保存しておくこと。
- ③ 修繕料は、指定管理料の中で予算額を50万円と定め、年度終了後に修繕実績報告書と照らし合わせ、執行残額が発生する場合は、市に返還するものとする。

(5) 光熱水費の精算に関する業務

- ① 光熱水費の金額は指定管理料の範囲において、協議により定める。年度終了後に実績を報告し、執行残額が発生する場合は、市に返還するものとする。
- ② 返還の手法等については、市と協議のうえ協定で定める。また、年度協定の積算時の収支予算書の額に不足額が生じた場合は、原則として補填は行わない。

(6) 備品類の管理・調達に関する業務

来館者等が展示品や展示資料等を、常に良好な状態で観覧できるように定期点検等の保守管理を行ない、必要に応じて適宜入替等を行う。

- ① 物品管理簿により管理を行う。
- ② 破損及び不具合等が発生した時には、速やかに市に報告し、指示を受けること。
- ③ 指定管理者は、工楽家旧宅の運営に支障をきたさないよう、必要な消耗品（事務用消耗品、衛生消耗品等）を適宜購入して管理し、不具合の生じたものに関しては随時更新する。
- ④ 指定管理者の物品
指定管理者所有の物品持ち込みについては、ラベルを貼付するなど市所有の物品とは明確に区別して管理し、指定期間終了後は指定管理者の責任において引き上げる。
- ⑤ 物品の帰属

市が、指定管理者に対して支払う指定管理委託料により購入した物品等については、高砂市の所有に属するものとする。

指定管理者は、市の所有に属する物品については、「高砂市財務規則（平成7年高砂市規

則第2号)」及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて行うこと。また、指定管理者は、同規則に定められた物品管理簿を備えてその保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について随時市に報告すること。

⑥ 指定期間終了後の照合確認

指定期間の終了その他の理由により指定管理者の業務が終了するときは、備品の数量等を照合確認した後、市又は次の指定管理者へ引き継ぐこと。

(7) 消防訓練実施業務

防火管理者は、防火管理者の責務（消防法施行令第4条第3項）の中で消防計画を作成し、定期的に各訓練を実施し、緊急時の対応に備えること。

(8) 植栽管理業務

駐車場敷地内全体の植木の剪定、害虫駆除を年1回以上行うなど、隣接する民家や来館・来場者が不快に感じることはないよう、適切な植栽管理を行う。

(9) ごみ収集運搬業務

公の施設で事業活動によって発生するゴミは事業系ごみとして取り扱われるため、市の一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託するなど、適切に廃棄すること。

(10) その他施設の維持管理上市長が必要と認める業務

指定管理者は、効率的かつ効果的に工楽家旧宅の維持管理を実施するため、上記(1)から(9)の業務をはじめ、維持管理に係る業務全てに対し、創意工夫のある施設維持管理の仕組みを構築するとともに、住民サービスの向上、来館者の増進及び施設の設置目的を達成するために必要であると考えられる業務について、指定管理者自らが自主的に取り組むものとする。

5 その他の業務

(1) 市や地域団体との連携・支援事業に関する業務

市の施策及び市が行う事業へ協力を図るとともに、各行政機関やビューローにとどまらず、市の歴史、文化、観光資源等に関する関係団体が企画・実施するイベント等に積極的に参画・協働するなど、互いの事業趣旨を理解し合い、連携を密にするための協力体制を構築するとともに、協力してまちの活性化推進に努める。

(2) ホームページの更新に関する業務

事業（歴史、文化、観光資源等に関する事業）に対する考え方（提案型事業）(1)(3頁参照)を踏まえ、実施すること。

(3) 入館者状況（入館者数、使用団体数）等の調査統計に関する業務

工楽家旧宅の来館者数をはじめ、近隣他市の文化、歴史、観光施設の利用状況に対して、積極的に調査を行い、中長期的な統計資料を作成すること。

(4) 目標管理に関する業務（各業務の数値目標設定及び業務改善取組み等）

指定管理者は、各業務において、明確な数値目標を設定するため、業務の早期習得と調査に

努め、PDCAサイクルマネジメントを活用した取り組みを行うものとする。

来館者増進や催事の参加者数、経費節減への数値目標を事業開始初年度から設定し、経営の視点に立った計画的かつ戦略的な事業展開を実施すること。

(5) 利用者満足度調査（アンケート、モニタリング等）に関する業務

指定管理者が実施する管理について、アンケートや電子メール等による来館者の満足度調査を実施し、工楽家旧宅の管理に対する利用者ニーズを的確に把握するとともに、苦情等については迅速かつ的確に対応し、更なるサービスの向上につながるよう組織的に取り組む。

なお、要望及び苦情の受付、処理状況等について記録簿を作成すること。

(6) 施設における業務に必要な備品の設置について

指定管理者は、インターネットの専用回線について、既存の設備は、現指定管理者が設置しており、使用不可となるので、新たに設置工事を実施し、運営に備えること。業務執行に必要なパソコン、コピー機、ファックス等の機器についても、次期指定管理者が設置すること。

(7) 管理日報、月報等の作成に関する業務

工楽家旧宅の管理の状況を把握するため、毎日の業務日報を記録するとともに、月次報告書（業務月報）を作成し、毎月の業務終了後10日以内に市に提出すること。

なお、様式については、市と指定管理者が協議して定める。

(8) 事業計画書の策定、事業報告書等の作成に関する業務

次年度の事業計画書を毎年度、市が指定する日までに作成し、市に提出すること。なお、事業計画書等の作成にあたっては、市と調整を図ること。

また、前年度の事業報告書を毎年度終了後60日以内に作成し、市に提出すること。

事業報告書に記載する内容は、以下のとおりであるが、様式等については、市と指定管理者が協議し、定めるものとする。

- ① 管理業務の実施状況及び利用状況
- ② 工楽家旧宅の管理に係る経費の収支状況
- ③ その他必要な事項

(9) 事業評価（自己評価）に関する業務

毎年度事業終了後、高砂市指定管理者運用委員会によって、指定管理者が管理する業務の実態について評価されるため、指定管理者は、自らが実施した各業務に対して評価を行い、改善に向けた取り組み等を行うこと。

(10) 各行政機関等との連絡調整に関する業務

各行政機関、地域の各種団体との連絡、調整を行うこと。

(11) 指定期間終了時の次期指定管理者への交代に伴う引継業務

指定管理者は、指定期間終了後に、次期指定管理者が円満かつ支障なく指定管理業務が遂行できるよう、必要な引継ぎを行うこと。

(12) 自主事業の企画、実施に関する業務

「第1章 趣旨及び基本方針」の「6 自主事業に対する考え方」に記載。

(13) 大阪・関西万博 2025「ひょうごフィールドパビリオン」に関する業務

2025年4月13日より開催される大阪・関西万博 2025に関連して、兵庫県が展開している「ひょうごフィールドパビリオン」の取組事業としてビューローが申請し、『江戸初期から続く町割りと港湾施設、古民家を利用した店舗 いつまでもつなぐ歴史と結びのまち高砂』が認定されている。取組における拠点施設として、本市への誘客促進のため、ビューローと連携して事業等を企画し、実施すること。

(14) その他必要な業務

①非常時対応及び事故等救援活動

指定管理者は、非常時の対応として、待機連絡と初動対応が可能となるよう危機管理体制を確立し、発生時にあつては、所管課と連絡調整を行い、市、警察及び消防等と連携を取りながら対応するものとする。緊急連絡網を作成し、万全の危機管理体制を確立するとともに、危機管理マニュアルの作成を行うこと。

なお、「非常時」とは、次のア、イを定義する。

ア 神戸海洋気象台発表の気象注意報・警報・特別警報が発令された場合、震度5弱以上の地震その他の自然災害発生時又は市に災害対策本部が設置された場合

イ 感染症、事件等の危険事象発生時

②本仕様書に定めるほか、施設の運営及び維持管理に必要な事項は行うこと。また、業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は市と協議の上、決定すること。

6 リスク分担に関する方針

(1) 用語の定義

- ① 修繕とは、建築物及び設備の劣化や損傷部分、あるいは機器の性能又は機能を現状或いは実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- ② 改修工事とは、資本的支出に該当する工事をいう。
- ③ 大規模改装とは施設の主要構造物（壁、柱、床、はり、屋根又は階段（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号）の一種以上の過半に係る建築行為をいう。
- ④ 新築・増築・改築とは施設の延床面積の増（減）に係る行為をいう。
- ⑤ 改造・改装とは上記以外の建築的行為をいう。

(2) リスク分担表

段階	種類	内 容	負担者	
			市	指定管理者
共通	法令の変更	事業運営に影響のある法令の変更	協議事項	
	税制度の変更	指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更（消費税等）	○	
		指定管理者に影響を及ぼす税制変更（法人税・固定資産税等）		○
	金利	金利の変動に伴う経費の増		○

共通	資金調達	必要な資金確保		○
	広報・広告	掲載内容による紛争等		○
	周辺地域・地元利用者への対応	施設利用者及び地域住民からの要望・苦情等の対応		○
	安全性の確保・環境保全	維持管理・運営における安全性の確保及び周辺環境（駐車場含む）の保全（応急措置を含む）		○
	第三者賠償	維持管理・運営において第三者に損害を与えた場合		○
		従来からの建物等の瑕疵による損害	○	
	事業の停止・延期等	施設所有者の責任による遅延・中止	○	
		法令その他制度の変更等により市が当該施設を所有することが困難になった場合	○	
		事業者の責任による遅延・中止		○
		事業者の事業放棄・破綻		○
応募	災害復旧	災害その他天変地変による復旧作業	○	○
	包括的管理責任	公の施設設置者としての包括的な責任	○	
準備	応募コスト	応募に要する費用		○
準備	引継ぎコスト	施設運営の引継ぎコスト		○
維持管理・運営段階	物価	租税・物価・賃金等の変動に対する指定管理料の変更	協議事項	
	維持修繕	植栽の維持保全		○
		事業者発意による施設、設備、外構の維持修繕		○
		施設、設備、外構保守点検（法定点検及び日常点検）		○
		施設、設備、外構の経年劣化による維持補修		○
		市の発意による施設、設備、外構の経年劣化による維持補修	協議事項	
		営業上緊急を要する施設、設備、外構の経年劣化による維持補修		○
		事故・災害による施設、設備、外構の維持補修		○
		天災その他不可抗力による躯体、設備の損壊復旧	協議事項	
		法令改正により必要となった施設躯体の維持補修（施設利用者の生命身体の安全確保を目的とするもの）	○	
		法令改正により必要となった施設躯体の維持補修（上記以外）	協議事項	
	天災その他不可抗力による事業中止等	大規模な災害等による事業中止等（短期）		○
		大規模な災害等による事業中止等（長期）	○	
	市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振		○
終了	引継ぎコスト	後任の指定管理者等への業務引継ぎコスト		○

※ 公の施設において行う事業は、毎年度の予算や実施方針の変化により変動することがある。
 その場合、指定管理者は市と協議の上、適正な範囲でリスクを負担することがある。

第3章 留意事項

1 目的外利用許可に関する業務

工楽家旧宅及び駐車場の行政財産の目的外利用許可については、市が行うため、指定管理者は、市の目的外利用許可の事務に関し、次に定める事項について協力すること。

- (1) 申請事業者等からの利用許可申請書類の市への取次ぎ
- (2) 許可を受けた事業者等との日常的な連絡調整
- (3) 目的外利用に伴う光熱水費に係るメーター検針数値等の報告

2 損害賠償と保険への加入

指定管理者がその責に帰すべき理由により、工楽家旧宅への来館者、その他の関係者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。この場合、賠償のために市が支払う指定管理委託料から支出してはならない。

施設賠償損害保険は、指定管理者が加入すること。保険範囲等は基本協定書において定める。そのほか、指定管理者は損害賠償に備えて、あらかじめ必要な賠償保険等に参加すること。

3 個人情報の保護

- (1) 工楽家旧宅の管理運営業務に従事している者若しくは従事していた者は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定期間終了後若しくは指定管理者の取消後又はその職を退いた後も同様とする。
- (2) 前号に定める個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従い、適正な管理を行い、漏えい、滅失及びき損等がないよう必要な措置を講じなければならない。

4 守秘義務の遵守

- (1) 工楽家旧宅の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。指定期間終了後若しくは指定管理者の取消後又はその職を退いた後も同様とする。
- (2) 前号に定める秘密に関する情報については、規程を定めて適正な管理を行い、必要な措置を講じなければならない。

5 情報公開

指定管理者は、文書の開示等については、高砂市情報公開条例に準じて規程を定め、自ら積極的な情報の公開に努めること。

資 料

1 来館者状況

(1) 年度別来館者数(平成30年度～令和5年度の実績)

年度	来館者数(人)
平成30年度(6月～3月)	38,266
平成31年／令和元年度	39,651
令和2年度	9,299
令和3年度	15,259
令和4年度	18,465
令和5年度	24,509
計	145,449

(2) 月別入館者数(令和5年度実績)

月	開館日数(日)	来館者数(人)	平均来館者数(人)	団体数
4	30	1,590	53	4
5	31	1,511	49	8
6	29	1,854	64	9
7	31	1,883	61	2
8	30	1,194	40	5
9	30	3,891	130	4
10	31	2,377	77	11
11	30	2,135	72	7
12	28	1,591	57	3
1	28	1,876	67	6
2	29	2,500	86	1
3	31	2,107	68	5
計	358	24,509	68	65

2 収入状況(令和2年度～令和5年度実績及び令和6年度予算額)

単位:円

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定管理料	10,400,139	13,171,294	14,470,940	14,438,000	15,721,000

3 修繕実績【市実施分】 令和2年度～令和5年度は無

【指定管理者実施分】 令和2年度～令和5年度実施分

年 度	修 繕 内 容	金 額(円)
令和 2 年度	裏庭湯殿跡延べ石修繕工事	19,512
令和 3 年度	館内トイレ排水溝工事	396,000
令和 4 年度	駐車場路面工事	379,940
令和 5 年度	駐車場男子トイレ修理工事(止水栓交換)	18,535
令和 5 年度	館内見学スペースエアコン修理・清掃	95,931
令和 5 年度	障子張替工事	64,240
令和 5 年度	駐車場路面工事	352,334

4 再委託業務内容

業務内容
消防設備点検
駐車場便所清掃業務
駐車場植木剪定業務
警備保障業務

5 電気・水道使用量(令和2年度～令和5年度実績)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
電気(Kwh)(工楽家旧宅)	9,584	11,663	9,504	8,918
電気(Kwh)(駐車場・WC)	2,045	2,495	2,688	2,716
水道(m³)(工楽家旧宅)	33	41	41	43
水道(m³)(駐車場・WC)	120	148	170	182

6 事業実績【歴史、文化、観光資源等に関する事業】(令和5年度実績)

(1)市の歴史、文化、観光資源等に関する情報を発信し、及び提供する事業

(工楽家旧宅第4条第1号関係)

事業名	実施日	内 容
ホームページリニューアル	4月～	他サイトへのリンク、リアルタイムな情報が掲載できるデザインに変更
高砂小学校歴史学習	5/24	郷土の歴史学習来館における館内及び工楽松右衛門の説明や質疑応答
手話言語国際デーライトアップ及び動画配信	9/23	「手話言語国際デー」に合わせた建物ライトアップ、手話動画の投稿
はたちのつどい	1/8	高砂市文化会館で成人の日に開催された「はたちのつどい」で記念撮影ができるフォトスポットを設置

(2)市の歴史及び文化に関する講座、体験学習その他の催事を開催する事業

(工楽家旧宅第4条第2号関係)

①体験学習

ワークショップ名 (場所)	内容	開催回数 (回)	延べ参加者数 (人)
帆布を使った小物づくり (御影屋)	工房見学及び小物づくり	61回	1,034人
常夜灯づくり (工楽家旧宅)	竜山石や松右衛門帆を使い、オリジナル常夜燈の工作	4回	22人
宝殿焼手びねり陶芸 (工楽家旧宅)	オリジナル陶器づくり体験	1回	10人
高砂染ハンカチをつくる (工楽家旧宅)	藍染体験	1回	5人
ヨットセーリング体験 (NPO法人海文化21C共催)	ヨットセーリング体験、環境学習、歴史学習	1回	7人

②展示、鑑賞、体験等の地域活性化推進事業

事業名	実施日	参加者数 (人)	内 容
うららか市	4/30	約200人	市内の作家、飲食店の出店
エコから学ぶ、江戸時代	4/30	16人	館内を巡る謎解きゲーム
古民家コンサート	6/3	約60人	歴史的空間を活用したコンサート
昭和縁日	7/15	約500人	日本遺産の町並みを感じ歴史・文化を発信するためのイベント開催
結び寿ぐバレンタイン	2/12	約500人	結びのテーマにしたフォトスポット設置、館内スタンプラリー、屋外ステージ、工夫を楽しむart作品展示

③共催事業として実施した講座等

事業名	実施日	参加者数 (人)	内 容
マンホールカード配布	4/1～3/31	1,300 人	マンホールカード配布分の高砂市バージョンを、工楽家旧宅見学者限定で配布
じょうとんバス試乗会	8/5	約 60 人	観光ルート試運転の初日に施設 PR
たかさご万灯祭	9/16・17	約 2,500 人	実行委員会実行委員として各種会議に参加 たかさご万灯祭「結びの灯り」会場を整備
オクトーバーマルシェ	10/1	約 300 人	高砂町内で開催されるイベントの会場の一つとして実施、常夜燈ワークショップ、缶バッチワークショップを行う。
トリニティー体験学習	3/23	20 人	環境・歴史・船の原理を学ぶ

(3)市に関連し、又は地域で生産された物品の販売を促進する事業
(工楽家旧宅第4条第3号関係)

実施日	イベント（出店場所）
5/4	踊っこまつり（加古川市民会館）
8/24	カネカ夏まつり（（株）カネカグラウンド）
11/4	大中遺跡まつり（大中遺跡）
12/2、2/3 3/2	マルジュウマルシェ（十輪寺）
12/14	赤穂義士祭（赤穂大石神社横広場）
3/17	高田屋嘉兵衛まつり（五色ウエルネスパーク）

(4)市の歴史、文化、観光資源等に関する資料を展示する事業
(工楽家旧宅第4条第4号関係)

事業名	実施日	内 容
のすたるじあ高砂写真展	4/1～10/31	地元の写真家が撮影した高砂町の写真展示
玉岡かおる×高砂市長対談 上映	4/1～9/30	第 41 回新田次郎文学賞受賞記念、「玉岡かおる×高砂市長」対談の様子を上映
五月人形の展示	5/1～5/10	1 階座敷において五月人形を展示
宮内千代子水彩展	6/25～7/5	工楽家旧宅の舟板堀の水彩画を展示
工楽松右衛門旧宅企画展 「米と材木と菊」-高砂・中 須家文書調査より-	9/12～10/29	江戸時代、大蔵元・米屋清兵衛として高砂の経済を支えた中須家に伝わる古文書・資料を展示
まちかどミュージアム	11/1～11/30	昭和レトロな高砂の町の懐かしさを楽しむ展示
高砂町ゆかりの人物展	12/1～12/28	高砂ゆかりの人物紹介パネル展示
夫婦で過ごした日々を寿ぐ	1/4～3/31	高砂町出身のご主人撮影の昔の高砂町の写真と奥様の絵画を展示

7 自主事業実績(令和5年度実績)

①工楽家旧宅駐車場に自動販売機の設置

②結びのまち推進事業の一環として、高砂市の歴史文化をテーマに下記事業を開催

事業名	実施日	参加者数 (人)	内 容
趣味コン	5/27	5 人	コーヒー染め体験・自家焙煎珈琲について講義
	6/18	13 人	和菓子作り体験
	10/28	10 人	コーヒー染め体験・自家焙煎珈琲について講義
	1/27	7 人	御朱印帳づくり体験
	3/20	7 人	まどいせんクラフト体験